

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日は、  
社会保険とつとり)

目次

◇告示 保険医療機関等の指定 (保険課)

土地収用法による事業の認定 (管理課)

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (会計課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

◇雑報 危険物取扱者試験の実施 (消防防災課)

鳥取県知事 西尾邑 次

平成九年九月十六日

鳥取県告示第六百十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会保険とつとり		
健康管理センター		
鳥取医療生活協同組合		
鳥取生協病院	鳥取市富安二丁目九四一四	平成九年九月一日
上村整形外科医院	鳥取市末広温泉町二五二	
武信産婦人科医院	鳥取市戎町一〇六	
医療法人竹田内科医院	鳥取市材木町一五二	
芦立外科・脳神経外科医院	鳥取市立川町五丁目二五六一	
岩本医院	鳥取市本町二丁目一〇九	
プラザクリニック	鳥取市西福原二丁目一一二	
井田内科医院	米子市尾高木ノ本三〇四〇一五	
医療法人市場医院	境港市小條津町八九八	
医療法人祝部医院	境港市馬場崎町一七七	
大山町国民健康保険	米子市尾高町大字浜村一一二	
大山町口診療所	西伯郡大山町末長一九〇一七	
江頭歯科医院	氣高郡氣高町大字浜村一一二	
岡本医院分院	境港市田園町四丁目三六一	
米原歯科クリニック	鳥取市米原八丁目一一三八	
永見歯科クリニック	鳥取市商栄町一一一三	
岸岡薬局	西伯郡淀江町大字淀江六九二	平成九年九月十五日
船木歯科医院	米子市両三柳二五一四	平成九年九月一日

平成九年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 岳 次

## 公安委員会告示

- 一 起業者の名称  
智頭町
- 二 事業の種類  
農業集落排水事業山形地区処理施設建設工事

## 三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字篠坂字井手口及び字外田下モ地内

2 使用の部分 なし

## 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八頭郡智頭町大字智頭一〇七一一

智頭町役場

## 鳥取県告示第六百五十九号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りせき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 岳 次

鳥取県公安委員会委員長 松 本 勲

## 鳥取県公安委員会告示第五十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び事務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年九月十六日

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社鳥取	売りせき	氣高郡青谷町青	氣高郡青谷町青谷	平成九年九月十六日
銀行青谷支店	き場所	谷四〇四四一六	四〇六六一〇	

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社マックスアライド
住 所	所	堺市常盤町三丁目27
法人にあってはその代表者 の氏名	角野 博光	
遊技機 の種類	遊 技 機 の 区 分	型 式 名
回胴式 遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	マニーハニー
		株式会社 マックス アライド
		640365 平成9年9月16日 から3年間

申 請 者 の氏名	氏名又は名称 法人にあってはその代表者 金沢 要求	株式会社三洋物産
申 請 者 の氏名	姓 名	報
遊戲機 の種類	遊戲機の区分 遊戲機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該當機	有効期間 平成9年9月16日 から3年間

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成9年9月16日

財団法人消防試験研究センター理事長 小山 貞

## 1 試験の種類及び日時

試験の種類	日 時
甲種危険物取扱者試験	平成9年11月23日 (日) 13時15分から
乙種危険物取扱者試験	"
丙種危険物取扱者試験	平成9年11月23日 (日) 10時15分から

## 2 試験の場所

遊戲機 の種類	遊戲機の区分 遊戲機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	有効期間 平成9年9月16日 から3年間
回胴式 遊戯機	ソンナカバナ	鳥取市東町一丁目220 鳥取市扇町21 鳥取市若葉台南七丁目1-11 倉吉市山根529-2 米子市加茂町二丁目16 米子市古豊千520 米子市旗ヶ崎2030
"	タムタムR	740197 "

平成9年9月16日 火曜日

## 鳥取県公報

## 3 受験願書の受付期間

平成9年9月22日(月)から同年10月3日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。なお、郵送による場合は、10月3日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

## 4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター・鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

## 5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円丙種危険物取扱者にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

## 6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験センター・鳥取県支部、鳥取県生活環境部消

防防災課、各消防局若しくは消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター・鳥取県支部  
(電話0857-26-8389)に照会すること。